平成２３年（フ）第３４１３号
東京都大田区南千束３丁目23―14―202
破産者　平井日出子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２１号
東京都府中市日鋼町１―３―７―402
破産者　伊東　恒男
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２５号
東京都葛飾区東新小岩６丁目28―13
破産者　田邉よし子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４４２号
東京都荒川区町屋７丁目７―４
破産者　松井　元志
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４５１号
神奈川県横浜市港北区小机町1223―３　壱番館101
破産者　柴田　明子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５２５号
東京都荒川区荒川１丁目44―12―202、開始決定時の住所東京都世田谷区玉川台２丁目10―12―203
破産者　阿部美弥子
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８３号
大分市大字田原891番地の１
破産者　株式会社日限建設
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９８号
埼玉県新座市東北２丁目29番12号
破産者　有限会社タカセ商事
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４７号
埼玉県川口市栄町３丁目２番15―307号
破産者　有限会社明久商事
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
さいたま市浦和区仲町１丁目11番18号
破産者　株式会社ステージＭＹＫ
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３０号
東京都八王子市中野山王２丁目32―16―Ｃ―101、開始決定時の住所東京都八王子市元八王子２―1920―１―103　高田方
破産者　水野　克己
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１号
東京都世田谷区池尻３丁目16―10―202
破産者　原田　良幸
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４号
東京都東久留米市滝山７丁目４番２号
破産者　有限会社大関工務店
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
東京都東久留米市滝山７丁目４番２号
破産者　大関　松廣
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３５８号
山梨県甲府市荒川２丁目６番８号
破産者　中西建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
岐阜県高山市花岡町１丁目５番地の２
破産者　株式会社カナエ
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
滋賀県近江八幡市本町２丁目21番地　102号
破産者　有限会社滋賀ファイン企画
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５３３号
大阪市此花区伝法２丁目10番40号
破産者　有限会社鷲沢工業所
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２１号
大阪府守口市大日東町15番16号
破産者　北野金属株式会社
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１号
大阪市西成区橘２丁目７番23号
破産者　有限会社Ｍ．Ｉディスプレイ
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８号
大阪市住之江区新北島３丁目８番25―609号
破産者　有限会社吉光
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部